

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

天理市長 並 河 健

天理市規則第1号

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則

天理市中小企業融資規則（平成9年3月天理市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

融資限度額	500万円	500万円	1,500万円
融資期間（6月以内の据置期間を含む。）	5年以内	5年以内	7年以内 ただし、融資額500万円以下のものについては、5年以内

を

」

「

融資限度額	500万円	700万円	1,500万円
融資期間（6月以内の据置期間を含む。）	5年以内	7年以内	10年以内 ただし、融資額500万円以下のものについては、5年以内

に改め、

」

同条に次の1項を加える。

3 運転資金の融資を受けている者が、次の各号のいずれにも該当する場合は、現に融資を受けている金融機関に対して、融資の借換えの申請をすることができる。

(1) 申請日時点での融資残高が、融資総額の5割未満であること。

(2) 保証協会の信用保証に基づく返済条件を変更していないこと（繰上償還を行った場合を除く。）。

(3) 当該融資の返済を延滞していないこと。

別記様式中

「

1 利用したことある 2 初めて申請する

を

」

「

1 利用したことがある 2 現在利用中である 3 初めて申請する

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市中小企業融資規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた融資の申請から適用し、同日前になされた融資の申請については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の天理市中小企業融資規則第7条第3項の規定は、この規則の施行日前にされた融資の申請についても適用する。